

公立大学法人福知山公立大学役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学の理事長及び理事(常勤の者に限る。以下これらを「役員」という。)の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、役員としての在職期間1年につき、退職の日におけるその者の基本報酬月額に100分の100の割合を乗じて得た額とする。

2 在職年数に1年未満の端数がある場合は、その端数の期間に相当する退職手当を月割により計算するものとする。

(在職期間の計算)

第3条 退職手当の算定の基礎となる期間は、役員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までとする。ただし、退職の日の属する月が就任の日の属する月にあたるときは、その前月までとする。

(職員との連続性がある役員の退職手当の支給)

第4条 役員が、引き続いて職員(公立大学法人福知山公立大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。))第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)となった場合又は職員が引き続いて役員となった場合は、役員としての在職期間についてのみ、この規程による退職手当を支給するものとし、職員としての在職期間については、職員退職手当規程による退職手当を支給する。

(退職手当の支給)

第5条 退職手当は、役員が退職した場合に、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号の規定に該当するものとして解任された役員には支給しない。

2 前項の規定による職員退職手当の支給は、役員の任期ごとに行う。

(職員退職手当規程の準用)

第6条 遺族の範囲及び順位、退職手当の支給制限、退職手当の支払の差し止め、退職手当の返納並びに退職手当相当額の納付については、退職手当規程第3条及び第21

条から第 26 条までの規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒解雇処分」とあるのは「役員解任処分」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する「役員解任処分」とは、役員としての身分を当該役員の非違を理由として失わせる処分をいうものとする。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(その他)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員退職手当規程の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。